

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業は社会的な存在として、多くの株主の負託を受けた経営者（取締役）が、委任者である株主をはじめ従業員・仕入先・販売先・金融機関等さまざまなステークホルダーとの間で、多面的・友好的な関係を維持・発展させることにより、企業価値の極大化を図るとともに社会への還元を行いつつ長期的な存続を目指すものと考えております。

企業のこの目的実現のため、経営者（取締役）は不断に変化する経営環境のなか、限られた経営資源の効率的な活用を図りながら日々さまざまな活動、政策決定、戦略の選択を行っております。これらに係るプロセスあるいは結果について、ステークホルダーの皆様から十分な信頼を得るためには、明確なガバナンス体制の確立が不可欠であると考えております。すなわち、適切な制度を導入し、これを厳格なルールに基づいて運用することにより、透明性と公正・公平さを確保し、適宜・適切な説明責任を果たすことであると認識しております。

ガバナンス体制の確立に向けた具体的な施策につきましては、機関設計の在り方や社内制度の選択等種々想定されますが、もとよりその取捨選択、実務への適用につきましては、その時々々の経営環境、それぞれの企業が育んできた風土、伝統あるいは業容等の影響を受けつつも各企業が主体的に決定すべきものと考えております。

以上のような考え方にに基づき、当社は、監査役設置会社形態を維持しております。会社法及び金融商品取引法の制定などにより企業経営に係る法律の整備が進み、これら法律の趣旨に適切に対応することにより、現体制のもと、十分効果的なガバナンス体制の確立がなされているものと判断しております。

当社が企業活動を遂行するうえでさまざまな形で関係を取り結ぶ株主・従業員・仕入先・販売先・金融機関等のステークホルダーの皆様につきましては、当社にとっての重要性において軽重の違いはないものと考えております。出資者たる株主に対しては当社の最高意思決定機関である株主総会における役員の選任や報酬の決定等に係る議決権の行使など、株主の皆様が有する種々の権利を最大限かつ平等に尊重する一方、家族を含めてその生活の多くの時間を当社との関係において費やしている従業員に対しては能力・経験を適正に反映し、一定レベルの将来設計が可能な報酬を保障すること、あるいは仕入先・販売先・金融機関等の取引先との間では共存共栄が可能な友好的な関係を確立すること等々も重要な経営課題と認識しております。このような認識のもと、当社はガバナンス体制確立のため以下のとおり具体的な施策を実行しております。

意思決定機関及び業務執行監督機関としての取締役会の機能強化を目的として、執行役員制度を導入し、取締役数の適正化を図るとともに、社外取締役2名を選任し、業務執行の迅速化と責任の明確化を図ることにより執行体制を強化しております。一方、監視機関としての監査役会は、2名の社外監査役を含む合計4名の監査役で構成されており、各監査役は独立の立場で取締役会等の重要会議に出席するなどして取締役の職務執行につき厳正な監査を行い、ガバナンスシステムの強化・充実に寄与しております。

また、株主総会で選任を受けた東陽監査法人との間で監査契約を締結し、適正な監査を受けるとともに会計上の問題について適宜適切なアドバイスをしております。

当社は連結子会社27社及び持分法適用会社1社を含め35社の関係会社からなる企業集団を構成しておりますが、グループ全体が当社を中心として緊密な連携を維持し、当社のガバナンス体制構築の方針に沿い、企業集団全体の価値向上に向けそれぞれが規律ある企業経営に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2(4) 議決権の電子行使や招集通知の英訳】

現在、当社は議決権の電子行使を可能とする制度は採用しておりませんが、株主・投資家の皆様のご意見・ご要望も参考にしつつ、各種手続き・諸費用等を勘案し、議決権の電子行使制度（議決権電子行使プラットフォームの利用等）の検討を進めてまいります。なお、招集通知の英訳については、当社ホームページ及びTDnetを通じて東証上場会社情報サービスに掲載し、情報提供を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社では、いわゆる政策保有株式については、発行会社との取引関係及び事業における協力関係の強化を目的に、経済合理性などを考慮し保有することを基本方針としております。また、中長期的な観点から保有が当社グループの企業価値向上に資するものであるかを有効証券投資に関するガイドラインに基づき検証しております。この有効証券投資に関するガイドラインに関し、当社及び当社グループ各社が適切な有効証券投資の運用を横断的に行うための投資判断とすべく2016年4月1日付で改定を行いました。なお、政策保有株式の議決権行使については、株主価値の毀損を防止し、中長期的な企業価値向上につながる適切な意思決定を行っているかという観点及び当社グループの企業価値向上の観点を踏まえ、所管本部長（連結子会社にあつては各社）が総合的に賛否を判断して全ての議決権を行使しております。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、株主共同の利益を保護するために、取締役会規則において、関連当事者間の取引を行う際は取締役会での承認を要することを定め周知・徹底しております。その取締役会での承認にあたっては一般的な取引条件と同等であるかなど取引内容の妥当性や経済合理性などについて確認するとともに、取締役会の承認を受けた取引が実行された際には、当該取引の状況等に関して、都度、取締役会に報告することとしており、会社や株主共同の利益を害することの懸念を惹起することのないよう監視できる体制を構築しております。なお、継続的取引については、半期に一度、取締役会において当該取引に係る重要な事実を開示し、事前承認を受けるとともに事後報告を行っております。また、全ての取締役、監査役を対象に毎年度末に関連当事者間の取引に関する書面調査（アンケート）を実施し、取引内容の確認・検証を実施しております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

当社ホームページにおいて、経営理念やトップメッセージで会社経営の基本方針、経営戦略、CSR・環境活動等の情報を掲載しております。また、第2四半期及び期末決算時に発行する「YUASA REPORT」に経営の基本方針や営業の概況、経営指標等の情報を開示するとともに、全ての株主に発送しております。

(1) 当社の目指すところ (理念・経営ビジョン)

当社は、「誠実と信用」「進取と創造」「人間尊重」を経営理念とし、地球環境との調和を機軸として、世界のいかなる国、地域においても双利共生の関係を重視し、企業活動を通じて、より人間らしい豊かな社会づくりに貢献します。詳細については、当社ホームページ (<http://www.yuasa.co.jp/corporate/management.html>) をご覧ください。また、当社グループは、2026年の創業360周年を見据えた「ユアサビジョン360」の実現のための第1ステージとして、「コア事業の機能強化」と「成長事業の再強化」を柱とする新中期経営計画「Growing Together 2020」を2017年3月に策定し、業界トップレベルの収益構造を持つ専門商社グループへと成長を目指して、企業価値・株主共同の利益の確保・向上を諮っております。詳細については、当社ホームページ (<http://www.yuasa.co.jp/ir/plan.html>) をご覧ください。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。また、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由については、本報告書の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由」に記載のとおりであります。

(3) 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役及び監査役の報酬額等については、決定に関する方針を定めておりませんが、株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬等は取締役会の決議により、監査役の報酬等は監査役の協議により、それぞれ決定しております。なお、取締役（非業務執行取締役を除く。）の報酬は、定額報酬、業績に連動した報酬、株式報酬の3種類から構成し、定額報酬については取締役の地位に応じてその額を決定し、業績連動報酬については会社全体及び担当部門の業績に連動させたものを賞与として支給し、株式報酬についてはストック・オプション制度を導入しております。なお、非業務執行取締役・監査役の報酬は定額報酬のみとなっております。

(4) 取締役・監査役の選任に関する方針と手続

候補者の選定については、取締役会において人格・見識・戦略的要素・課題に対する改革意識や実行力などの共通する項目に加え、業務執行取締役についてはこれまでの担当業務における業績とマネジメント能力、非業務執行取締役については専門性、経営経験のあること、監査役については専門性、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることなどを審議のうえ、決定しております。

(5) 取締役候補者の個々の選任理由・指名の説明

第137回定時株主総会より、株主総会参考書類において全ての取締役及び監査役の選任理由を記載しております。なお、社外取締役及び社外監査役の選任に当たっては、当社及び当社グループ各社と候補者の兼職先との取引規模を記載し、株主の皆さまに独立性判断に係る情報を提供しております。

[補充原則4-1 (1) 経営陣に対する委任の範囲]

取締役会、経営会議、稟議等で意思決定すべき事項については、重要性の度合いに応じて詳細かつ具体的な権限責任区分を定め、取締役会の決議、経営会議の承認並びに稟議による決裁により決定しております。また、業務執行責任者及び部門長の職務権限、職務分掌等についても、社内規程により明確化しており、組織変更等に応じて、常に見直しが行われる仕組みを構築しております。取締役会は、「取締役会規則」に基づき運営され、重要な業務執行に関する意思決定及び取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を原則として毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

[原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用]

当社は、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの強化を図ることを目的として、企業経営における豊富な経験と高い見識を持つ2名の社外取締役を非業務執行取締役として選任するとともに、独立した客観的立場からの監督・助言機能が期待できるものと判断し、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

[原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、経営の意思決定における客観性を高め、経営の健全化と透明性のより一層の向上を図ることを目的に、社外取締役の選任にあたっては、会社法上の要件に加え、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」において一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素（独立性基準）を独立社外取締役の独立性判断基準としております。また、独立社外取締役の候補者の選定に当たっては、経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点からの助言を行うこと、経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うことができる人材を選定の基準としております。

[補充原則4-11 実効性確保の取り組み]

(1) 取締役全体の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

取締役会は、取締役会の機能を最も効果的かつ効率的に発揮するとともに、取締役会の活性化を図る観点から、定款において取締役の員数を10名以内と定めております。また、当社の取締役の選任に当たっては、性別・年齢・人種などを問うことをせず、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに高い倫理観を有するものを選任の基準としております。

(2) 他の上場企業の役員の兼任状況の開示

取締役及び監査役の重要な兼職の状況は独立役員届出書、株主総会参考書類、本報告書等で開示を行うとともに、その役割・責務を果たすために必要な時間と労力の妨げにならない範囲であることを確認しております。

(3) 取締役会全体の実効性についての分析・評価結果の開示

2016年度においては、取締役会は15回開催され、業務執行に係る重要事項が時機を逸することなく適切に決定または報告されています。各取締役の取締役会への出席率は良好であり、適切な議論を経て意思決定を行っております。また、社外役員は、その豊富な経験や専門的な知識に基づき、適宜、助言・提言を行っております。各取締役は職務の執行状況を自己評価するとともに、取締役会が有効に機能しているかを全ての取締役を対象としたアンケートを用いて検証し、運営方法や手続及び付議基準の妥当性の検証を行うとともに、その概要を取締役会において報告し、取締役会の運営の改善に努めております。なお、2016年度においては取締役全員を対象に実施したアンケート（自己評価）の結果を受け、取締役会の審議をより充実させるために、取締役会付議基準の一部改定並びに取締役会上程議案決定のスケジュール見直しによる取締役会資料の早期配付など、効率的かつ的確な取締役会運営に努めました。今後も現状の認識を共有するとともに、課題の抽出を通じて継続的に取締役会の実効性の向上を図ることが必要であると認識しております。

[補充原則4-14 (2) 取締役・監査役のトレーニングの提供とその方針開示]

当社は、社外取締役・社外監査役を含む全ての取締役・監査役が、その役割及び責務を果たすために必要とする事業・会計・財務・法務・組織等に関する知識を取得するために必要な機会の提供、斡旋、費用の支援を継続的に行っております。また、新任役員は外部のセミナーを受講するなど企業法務等についての知識の習得に努めております。

[原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、株主との建設的な対話を促進し、当社の経営方針を分かりやすい形で

明確に説明するとともに、株主の理解が得られるように努めております。

(1) 対話全般を統括する経営陣または取締役の指定

株主との対話全般については、経営管理部門の担当役員が統括しており、代表取締役社長による決算説明会をはじめとした様々な取組みを通じて、ステークホルダーとの建設的な対話の実現できるような積極的な対応を心がけております。

(2) 対話を補助する社内各部門の連携方法

経営管理部門の各部署において連携を図り、IR情報・知識の共有、IRの方向性の検討及び開示資料の作成等を積極的に行っております。

(3) 投資家説明会やIR活動の充実

個別面談以外の対話の手段としては、アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を年に2回定期的に行っております。また、一般投資家を対象とした説明会にも参加するなど、今後も積極的なIR活動に取り組んでまいります。

(4) 株主の意見の社内へのフィードバック

株主との対話を通じて得られた株主の意見等は適宜集約し、経営陣及び関係部署へフィードバックし、情報の周知・共有を図っております。

(5) 対話に際してのインサイダー情報管理

インサイダー情報の管理に関する規程(内部者取引防止規程、情報セキュリティポリシー規程)を策定し、管理しております。また、窓口となる経営管理部門は、株主との対話に際してインサイダー情報を十分認識し、対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	2,380,500	10.28
ユアサ炭協持株会	764,610	3.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	703,600	3.03
株式会社三井住友銀行	594,358	2.56
西部ユアサやまずみ持株会	590,751	2.55
DMG森精機株式会社	584,900	2.52
東部ユアサやまずみ持株会	565,649	2.44
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	479,700	2.07
ダイキン工業株式会社	452,000	1.95
ユアサ商事社員持株会	448,029	1.93

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- 大株主の状況は2017年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しています。
 - 上記のほか、当社所有の自己株式1,079,034株(4.65%)があります。
 - 2017年2月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、フィデリティ投信株式会社が2017年2月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。
- 大量保有者：フィデリティ投信株式会社
住所：東京都港区六本木七丁目7番7号
保有株券等の数：株式 1,468,900株
株券等保有割合：6.34%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長 (社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
前田新造	他の会社の出身者											
灰本栄三	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

前田新造	○	----	前田新造氏は、企業人として株式会社資生堂代表取締役会長などを歴任するとともに各公職を務めるなど、グローバル企業の経営者及び識者としての豊富な経験と高い見識を有していることから独立した客観的立場からの監督・助言機能が期待できるものと判断しております。なお、当社及び当社グループ会社と株式会社資生堂及びその連結子会社との間には取引関係はありません。また、前田新造氏は、株式会社東芝の社外取締役を務めており、当社及び当社グループ会社は株式会社東芝及びその連結子会社との間で電気機器等の売買などの取引がありますが、その取引額は当社の2017年3月期連結売上高の1%未満であります。以上のことから一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
灰本栄三	○	灰本栄三氏は、株式会社イチネンホールディングスの事業会社である株式会社イチネンジーコーの代表取締役社長を務めておりますが、当社は株式会社イチネンホールディングスの事業会社である株式会社イチネン及び株式会社イチネンジーコー及び株式会社イチネンTASCO等との間に取引関係があります。	灰本栄三氏は、株式会社イチネン（現 株式会社イチネンホールディングス）取締役常務執行役員及び株式会社タイホーコーザイ（現 株式会社イチネンケミカルズ）代表取締役専務執行役員などを歴任しており、当社業界の状況にも精通するとともに、企業経営における豊富な経験と高い見識を有していることから、独立した客観的立場からの監督・助言機能が期待できるものと判断しております。また、当社は、株式会社イチネンホールディングスの事業会社である株式会社イチネン、株式会社イチネンジーコー及び株式会社イチネンTASCO等との間で、当社及び当社グループ会社が使用する業務用自動車の賃貸借及び自動車・機械等の売買などの取引がありますが、その取引金額は、当社の2017年3月期連結売上高の1%未満及び株式会社イチネンホールディングスの2017年3月期連結売上高の2%未満であり、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

各監査役と会計監査人は、監査に係る情報交換のため必要に応じて適宜監査面談を開催するほか、各監査役が会計監査人による往査に同行するなど連携を密にし監査実務の充実を図るとともに、効率的に監査を行っております。また、当社の内部監査業務は、代表取締役社長の直轄部門である内部監査室が担当しておりますが、当該部門では適正な業務遂行を確保するため、内部監査計画に基づき社内各部門の監査を実施しており、この結果は、概ね月に1回、内部監査報告書として監査役会に報告されるほか、必要に応じて当事者間の協議が行われております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鶴田進	弁護士										○			
下村英紀	税理士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鶴田進	○	鶴田進氏は、当社が顧問契約を締結する弁護士事務所のパートナーであります。	鶴田進氏は、当社が顧問契約を締結する弁護士事務所の弁護士であります。法律相談等の案件は同事務所の別の弁護士に依頼しており、同氏が弁護士の立場で当社の法律相談等の対応はしていません。当社は、同弁護士事務所に対して弁護士報酬を支払っておりますが、当該報酬の額は、同弁護士事務所にとって当社への経済的依存度が生じるほどに多額ではなく、会社法施行規則第74条第4項第6号口又は同第76条第4項第6号口に規定する「多額の金銭その他の財産」には該当しないと判断しております。また、当社顧問弁護士事務所のパートナーとして当社の業務内容を知悉（ちしつ）し、当社が直面する広範な経営環境及び社会的なリスクを踏まえ、弁護士としての公正中立な立場で取締役会等において会社経営の安定性や健全性を強調し、内部者とは異なった視点から大局的かつ長期的見地に立つとともに独立性を保持し、一般株主及び当社グループの利益に配慮する能力を有しております。これらのことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、厳正中立な立場で監査を遂行できる能力と経営陣に対する鋭いチェック機能を有していると判断し、独立役員に指定しております。
下村英紀	○	---	下村英紀氏は、主に国税庁において、また、大学及び大学院の教授として培ってきた幅広い経験・見地から、独立かつ中立の立場で客観的に監査意見を表明していただけることを期待して選任しております。また、財務及び会計に関する相当程度の知見を有することから、独立した視点で企業会計及び税務に関して適切なモニタリングが実行され、取締役会等において会社経営の安定性や健全性を強調し、内部者とは異なった大局的かつ長期的見地から厳正中立な立場で監査を遂行できる能力と経営陣に対する鋭いチェック機能を有していると判断しております。なお、同氏は下村英紀税理士事務所所長であり、明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科教授ですが、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。これらのことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有しているものと判断して、独立役員に指定しております。

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度

各役員（社外取締役、監査役を除く。）の賞与支給に際しては、期間業績に応じて目標管理制度に基づく個別評価を反映させております。

ストックオプション制度

2008年6月27日開催の第129回定時株主総会において役員退職慰労金制度を廃止し、これに代えて当社の株価や業績との連動性をより高め、株価上昇のメリットのみならず株価下落のリスクまでも株主と共有することにより、株価上昇及び業績向上への意欲や士気を高めることを目的として株式報酬型ストック・オプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、業績への貢献意欲をより高め、会社業績に対する経営責任を明確化するとともに企業価値の増大を図ることを目的として取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員に対して株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を付与しております。

2016年度の付与状況

2016年7月15日取締役会決議に基づく株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）

取締役 8名（社外取締役を除く。） 19,100株

執行役員 20名（執行役員兼務の取締役を除く。） 24,000株

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告において、取締役、社外取締役、監査役及び社外監査役それぞれについて人数と報酬総額を開示しており、有価証券報告書においては、取締役、監査役及び社外役員の区分別にそれぞれについて人数と報酬の種類別額及び報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の報酬等の額については、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、役位別に定められた基本額、会社業績及び担当職務等を総合的に勘案し、取締役会の決議により決定しております。

監査役の報酬等の額については、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定することといたしております。

なお、取締役及び監査役に対する報酬限度額に関する株主総会での決議内容は以下のとおりであります。

イ. 取締役

年額260百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。2007年6月28日開催の第128回定時株主総会決議）。また、上記とは別枠で、ストック・オプションとして新株予約権による報酬年額70百万円以内（2008年6月27日開催の第129回定時株主総会決議）。

ロ. 監査役

年額60百万円以内（2007年6月28日開催の第128回定時株主総会決議）。また、上記とは別枠で、ストック・オプションとして新株予約権による報酬年額15百万円以内（2008年6月27日開催の第129回定時株主総会決議）。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対して、取締役会の議案説明を毎月取締役会開催日の前日までに事務局メンバーが実施しております。なお、社外取締役2名及び社外監査役が2名選任されておりますが、補佐を目的とした専従スタッフの常置はありません。必要に応じて適宜対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、以下の機関を設置し、企業統治の体制を整備しております。

(取締役会)

当社は、重要な業務執行に関する意思決定及び取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を原則として月1回開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、当社は、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることを目的に社外取締役2名及び社外監査役2名を独立役員に指定しております。加えて、4名の監査役(うち社外監査役2名)が取締役会に出席し適宜意見表明を行うとともに取締役の職務の執行を監査しております。

(監査役会)

当社は、常勤監査役2名、非常勤監査役(社外監査役)2名で監査役会を構成しております。各監査役は、監査役会で定めた監査の方針・計画等に従い、取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、各事業所への往査、子会社の調査等により取締役の職務執行や内部統制等について監査を実施しております。

(経営会議)

当社及び当社グループの業務執行に係る最高の審議・諮問機関と位置づけられており、代表取締役社長を議長とし、社外取締役以外の全取締役及び2名の常勤監査役がメンバーとなっております。2週間に1回の割合で開催される会議には正規の構成メンバーのほか、必要に応じ他の執行役員が出席しており、取締役会への上程議案を審議するほか、グループ全体にわたる業務執行状況の確認・評価及び方向付けを行っております。

(マーケティング戦略会議)

トップマネジメントが決定する業務執行に係る具体的な商品戦略あるいは地域戦略についての策定意図、目標等の周知徹底と毎月度の業務執行状況の詳細を中心に戦略、方針に係る指示・命令あるいは業績報告等を行うため、取締役及び執行役員並びに主要な連結子会社の代表、支社・支店長、本部長、事業部長、管理部門長を構成メンバーとし毎月1回の割合で開催されており、効率的な業務執行体制の確立に寄与しております。社外取締役及び常勤監査役はオブザーバーとして出席しております。

(倫理・コンプライアンス委員会)

代表取締役社長の直轄として設置し、その委員長は代表取締役社長が取締役の中から指名し委嘱しております。倫理・コンプライアンス委員会は、社内研修等を活用してその実効性を高めるとともに、内部監査室と共同して遵守状況をモニタリングするなど、当社グループを網羅的に横断する倫理・コンプライアンス体制を整備しております。取締役または使用人が法令、定款、諸規則等に違反しもしくは違反するおそれのある事実を発見したときは、倫理・コンプライアンス委員会等は、その内容を調査し、再発防止策を講じるとともに、重要な案件については代表取締役社長を通じて取締役会に報告しております。

(輸出管理委員会)

輸出管理委員会は、海外取引、とりわけ輸出取引に関するコンプライアンスの向上を図るため、輸出関連法規の遵守に関する内部規程として安全保障輸出管理基本規程を制定し、担当部署に対する啓蒙、監視活動を行っております。

(内部統制委員会)

内部統制委員会は、全社的な内部統制、決算・財務報告プロセスと業務プロセスの内部統制、ITに係る全般統制及び業務プロセスの内部統制をそれぞれ構築し、財務報告の信頼性を確保するため、虚偽記載が発生する可能性のあるリスクを識別し、重要度の高いものに対して当該リスクの発生を低減するための有効な対策を講じております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役の職務の執行を監査する機関として監査役制度を採用し、監督と執行の分離を進めていく体制として執行役員制度を導入しております。2017年6月26日(提出日)現在の経営体制は、取締役10名(うち社外取締役2名)、監査役4名(うち社外監査役2名)、執行役員18名であります。

取締役会は月に1回の定例会のほか必要に応じ臨時会を開催しております。社内業務に精通した社内取締役が、専門的で広範な事業環境における重要な経営判断について機動的な意思決定を行い、取締役会は監督機能等その責務を果たしております。一方、監査役会を構成する4名の監査役は、取締役会等の重要会議に出席するほか、取締役等からの報告聴取、重要書類の閲覧等により取締役の職務の執行につき厳正な監査を行い、内部監査部門からの定期的な報告による連携、会計監査人との緊密な情報交換の実施、倫理・コンプライアンス委員会及び内部統制委員会との連携等により、関係会社を含む会社の業務執行状況の適法性、妥当性及び効率性を検証するとともに内部統制システムの整備・運用状況を監視し、整合性及び健全性を検証しております。また、社外監査役2名は、社外からの客観的・中立的な立場で経営全般についての的確な意見を述べており、経営監視機能が確保されていると考えております。さらに、独立した社外取締役2名を選任し、さらなる経営の透明性の向上と経営監督機能の強化に努めております。加えて、株主総会で選任された東陽監査法人との間で監査契約を締結し適正な監査を受けるとともに会計上の問題について適宜適切なアドバイスを受けております。

以上の点から現在の業務執行に対する取締役会の監督状況あるいは監査役会の監視体制及び情報開示に係る体制は有効に機能しており、現状の体制が経営を牽制する体制として機能していると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第138回定時株主総会は2017年6月23日に開催しており、当該総会に係る招集通知は、法定期日より7日早い2017年6月1日に発送するとともに、発送前の5月26日に当社ホームページ及びTDnetを通じて東証上場会社情報サービスに招集通知を早期掲載いたしました。 また、カラー化やグラフの掲載により株主の皆さまにより分かりやすい「招集通知」の作成に注力しております。
招集通知（要約）の英文での提供	第137回定時株主総会より、招集通知の英訳を作成しております。第138回定時株主総会の英訳された招集通知は、招集通知の発送日である2017年6月1日に当社ホームページ及びTDnetを通じて東証上場会社情報サービスに掲載いたしました。
その他	当社は従来より株主総会を重要なIR活動のひとつと位置づけております。株主の負託を受け経営の実務にあたる経営者（取締役）が、企業価値向上を企図して行ったさまざまな活動の意義、成果について明らかにするとともに、将来的な発展を目指すビジョンなどを説明し、多くの株主のご理解を得る機会と考えております。当社が開設するホームページでは、当社グループを紹介するほか、決算関連データや招集通知をはじめとする株主総会関連資料のほか当社グループに係る会社情報を適宜開示し株主あるいは投資家の皆さまの当社グループへのご理解を深めていただいております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、2016年12月に個人投資家向けの説明会を開催いたしました。今後も積極的なIR活動に取り組んでまいります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、アナリスト・機関投資家向け決算説明会を年に2回、定期的に開催しております。説明会におきましては、多くのアナリスト、ファンドマネージャーにお集まりいただき、社長、財務管掌役員等が決算内容や経営戦略等のほか、当社グループに係る最新のトピックス等を説明するとともに質疑応答を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ（URL http://www.yuasa.co.jp ）には会社概要、決算関連資料（決算短信、四半期決算短信等）、株主総会関連資料（招集通知、事業報告、参考書類、決議通知等）、有価証券報告書、四半期報告書、YUASA REPORT、FACT BOOK等のIR資料のほか、コーポレートガバナンスに係る報告書が掲載されており、アクセスしていただければ当社及び当社グループに係る情報が入手できます。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「倫理方針」及び「行動規範」において、取引先や行政その他関係団体との健全かつ正常で透明な関係の維持、環境問題や環境保全等に配慮した安全で有用な商品・サービスの提供、株主をはじめ広く社会とのコミュニケーションを図り企業情報の適時適切な開示及び個人情報を含む情報の適切な管理・保護等ステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	上記に基づいて、株主・投資家をはじめ広く社会に対して当社ホームページ上で当社グループについての情報を積極的に開示するとともに、株主総会での出席株主に対しては会社の経営方針を十分に説明しており、従業員の間では定期的な労使協議会の開催のほか、経営陣が各拠点に出向いてミーティングを開催するなどして情報提供、質疑応答等意思の疎通を図っております。また、取引先関係では販売先及び仕入先それぞれを会員とする親睦団体を組織し、情報の提供あるいはニーズの吸い上げを行い、また、トップマネジメントが適宜訪問し面談を行うことにより緊密な関係の維持・増進に努めております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

□内部統制システムに関する基本的な考え方

内部統制システムとは、経営の負託を受けた経営者（取締役）が自ら行う企業価値向上に向けた経営政策や戦略の意義あるいはその成果について、株主、一般投資家、従業員、取引先等多くのステークホルダーに対して果たす説明責任の信頼性や有効性を担保するものとしてのコーポレート・ガバナンスを確立するための重要なシステムのひとつと位置づけております。

経営者が策定する経営計画や目的達成のため展開する種々の施策の意図が組織の末端まで過不足なく伝達され、それらがルールに沿って実行に移され、その成果をありのままの形で経営者が確認・評価し十分な信頼をもって対外的に開示できる体制を確立しております。

昨今、企業価値の判断基準のひとつとしての効率性が過度に追求され、それが重要な組織原理となる結果、法令違反や脱法行為を生じるケースが頻発しており、これらを貴重な教訓として、当社の実情に即した効果的な内部統制システムを確立することが肝要と考えております。

□内部統制システムの基本方針

当社は、内部統制システムの基本方針として次のとおり取締役会で決議しております。この基本方針に基づき業務の適正を確保していくとともに、今後ともより効果的な内部統制システムの構築・運用を目指して現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ、当社グループにおける経営理念、倫理方針及び行動規範を制定し、代表取締役社長が率先垂範してこれを実行し、繰り返しその精神を取締役及び使用人に伝えることにより、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

ロ、代表取締役社長の直轄組織とする倫理・コンプライアンス委員会を設置し、その委員長は代表取締役社長が取締役の中から選定し委嘱する。倫理・コンプライアンス委員会は、社内研修等を活用してその実効性を高めるとともに、内部監査室と共同して遵守状況をモニタリングするなど、当社グループを網羅的に横断する倫理・コンプライアンス体制を整備する。

ハ、当社グループの取締役または使用人が法令、定款、諸規則等に違反しもしくは違反するおそれのある事実を発見したときは、速やかに倫理・コンプライアンス委員会、顧問弁護士事務所の担当弁護士、監査役等に直接相談・報告することを可能とする窓口（ホットライン）を常設するとともに、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。相談・報告を受けた倫理・コンプライアンス委員会等は、その内容を調査し、再発防止策を講じるとともに、重要な案件については代表取締役社長を通じて取締役会に報告する。

ニ、特に反社会的勢力への対応については、行動規範において、関係の遮断を宣言するとともに、対応マニュアルを作成し、社内研修等を通じて社員に周知し、その排除・根絶のための情報の一元管理を徹底する。外部からのアプローチは倫理・コンプライアンス委員会において掌握するとともに、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に参加し、情報収集に努め、反社会的勢力との取引等の未然防止に努める。

ホ、法令、定款、諸規則等に違反する行為があった場合は、人事委員会がその処分を審議・決定する。

ヘ、正確で信頼性のある財務報告を作成するため、財務報告に係る内部統制についての基本方針を定め、当社グループにおいてその整備・運用を推進するとともに、適正な財務報告を作成し、有効性の評価を行い、会計監査人の監査を受け、その承認のもと、所管官庁に「内部統制報告書」を提出し、縦覧に供する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、全社的に統括する責任者として経営管理部門管掌取締役を定め、当該取締役が作成する文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、必要に応じ、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ、当社グループのリスクに関する統括責任者（以下「リスク管理統括責任者」という）として経営管理部門管掌取締役を定め、想定されるリスクごとに、発生時における迅速かつ適切な情報伝達と緊急事態対応体制を整備する。

ロ、リスク管理統括責任者は、倫理・コンプライアンス委員会を主宰し、その傘下にリスクの区分に応じたスタッフを配置し、関連する社内諸規則・通達等に基づき当社グループの事業活動から生じるさまざまなリスクの把握、情報収集、予防対策の立案、啓蒙を行うなどリスクを網羅的・横断的に管理するとともに、具体的な発生事例に基づき評価を行い、管理体制の改善を図る。

ハ、海外取引、とりわけ輸出取引に関するコンプライアンスの向上を図るため、輸出関連法規の遵守に関する内部規程として安全保障輸出管理基本規程を制定し、輸出管理委員会が責任部署として啓蒙、監視活動に当たる。

ニ、リスク管理統括責任者は、必要に応じてリスク管理の状況を取締役会に報告する。

ホ、大規模災害や新型インフルエンザの発生など、当社グループに著しい損害を及ぼす事態の発生を想定し、事業継続計画（BCP）を策定し、事業中断を最小限にとどめ、事業継続マネジメント体制の整備に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ、取締役会は、会社の組織機構、分掌業務並びに職務権限及び責任を明確にし、業務の組織的かつ効率的な運営を図る。

ロ、取締役会は、3カ年を期間とする中期経営計画を策定するとともに、当該計画に基づき毎期6カ月ごとに連結予算大綱を策定し、マーケット事業本部・本部・事業部・連結子会社ごとの業績予算を決定する。

ハ、各部門及び子会社を管掌する取締役は、各部門及び子会社が遂行すべき具体的な施策及び権限委譲を含めた効率的な業務執行体制を決定する。

ニ、経営会議及びマーケティング戦略会議を設置し、取締役会への上程議案、重要な会社の政策・方針・目標等の策定に関する審議を行うほか戦略・方針に係る指示・命令事項の伝達及び業績報告等を行う。

ホ、ITを活用した経営管理・業績管理システムを構築し、月次・四半期・通期の業績管理データを迅速に取締役会に報告する。

ヘ、取締役会は、毎月、結果を評価し、担当取締役・執行役員等に予算と実績の乖離の要因を分析させるとともに、効率化を阻害する要因を排除・低減するための改善策を実施させ、必要に応じて目標を修正する。また、各部門を管掌する取締役は、必要に応じて各部門が遂行すべき具体的な施策及び権限委譲を含めた効率的な業務執行体制を改善する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ、子会社ごとの各所管本部・事業部のもと、子会社の自主性を尊重しつつ、関係会社運営規程に基づき管理を行い、一定の基準を上回る決裁事項及び報告事項については、当社に決裁を求めまたは報告することを義務づける。

ロ、主要な子会社の取締役または監査役を当社から派遣するとともに、子会社ごとに選任された取締役が子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務及び財産の状況を監査する。

ハ、関連事業部、倫理・コンプライアンス委員会、内部統制委員会は、当社の取締役、所管部門と共同して内部統制の実効性を高めるため、子会社の指導・支援を行う。

ニ、当社は、子会社から、その営業成績、財務状況その他重要な情報について、マーケティング戦略会議、関係会社決算報告会等において定期的に報告を受ける。

(6) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な員数及び求められる資質について、監査役と協議の上、監査役の職務を補助するためのスタッフを置くことができるものとし、当該スタッフを配置した場合、監査役の指示に従って、その監査職務の補助を行う。なお、その人事異動・評価については、事前に監査役会の同意を得るものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 取締役及び使用人は、監査役の出席する取締役会、経営会議等の重要な会議において事業及び財務の状況等の報告を定例的に行う。

ロ. 内部監査室は、監査役に対し定期的に内部監査の実施状況を報告する。

ハ. 当社グループの取締役及び使用人は、法令・定款・諸規則等に違反する行為、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項、リスク管理に関する重要な事項、ホットラインにより相談・報告された事項、その他コンプライアンス上重要な事項が発生した場合には速やかに監査役に報告する。

ニ. 取締役及び使用人は、主要な稟議書等の決裁書類を監査役に回付する。

ホ. 子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役に報告するとともに、これらの報告を受けた者は速やかに監査役に報告する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況の把握に努めるとともに、代表取締役との定期的な意見交換の機会を設け、実効的な監査体制の確保を図る。

ロ. 監査役は、内部監査室との連携により相互に補完しあい、実効的な監査体制の強化を図る。

ハ. 監査役は、子会社の監査役との情報交換を緊密に行い、当社グループ全体の監査体制の強化を図る。

ニ. 監査役は、当社の会計監査人である東陽監査法人の独立性を監視し、会計監査人から監査の内容について報告及び説明を求めるとともに、定期的に情報の交換を行うなど連携を図る。

ホ. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求を行ったときは、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

□運用状況の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社グループの取締役及び社員各々の行動と企業活動の前提とするため、経営理念、倫理方針及び行動規範を制定しており、代表取締役社長が自ら率先垂範してこれらを実行し、法令及び社会倫理の遵守を徹底いたしました。また、当社ホームページにこれらを掲載するとともに、広範な認知と海外を含むグループ全社に対する啓蒙活動に努めました。

ロ. 内部監査室、内部統制委員会は、内部監査に係る諸規則等に従い、グループ会社を含め組織横断的に、法令・定款・諸規則等の遵守状況など、当社グループ全体の内部統制の整備・運用状況のモニタリングを行いました。

ハ. 倫理・コンプライアンス委員会はすべての当社グループ従業員を対象としたアンケートを実施することとし、コンプライアンス体制の現状把握と強化に向けた取り組みを行っております。

ニ. 倫理・コンプライアンス体制の適用範囲を海外関係会社（現地法人）まで拡大することを目的に倫理・コンプライアンス委員会規程を変更するとともに、倫理・コンプライアンスマニュアルの英訳を作成、配付し、啓蒙活動の強化を推進しております。

ホ. 当社グループの取締役または社員が法令、定款、諸規則等に違反しもしくは違反するおそれのある事実を発見したときは、速やかに倫理・コンプライアンス委員会、顧問弁護士事務所の担当弁護士、監査役等に直接相談・報告することを可能とする窓口（ホットライン）を常設するとともに、当該報告をしたことを理由に通報者が不利な取扱いを受けないことを保障する旨を内部通報要領において明確に定め運用しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令・定款・諸規則等に基づき文書を保管するとともに、保管された文書は電磁的に記録されたものを含めて閲覧できる体制を整えており、特に法定書類である株主総会、取締役会及び監査役会の議事録等は法定備置期間である10年を超えた永久保管としております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 経営管理部門統括をリスク管理統括責任者と定め、当社グループのリスク管理体制を整備しております。

ロ. 倫理・コンプライアンス体制の適用範囲を海外関係会社（現地法人）まで拡大し、グローバルで組織横断的な体制の構築に努めました。

ハ. 社会情勢の変化に鑑みリスク管理体制の見直しを進めるとともに、リスク管理体制の強化として事業継続計画（BCP）のブラッシュアップの一環とし、部門横断のプロジェクトチームによるワークショップを開催し、より機能的な計画作成に努めました。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会は、当事業年度に15回開催され、業務執行の決定、取締役の職務の執行の監督並びに取締役の業務の執行状況の報告等が行われ、効率的・機動的に開催されております。

ロ. 取締役会全体の実効性の分析・評価により、問題点の改善等の適切な措置を講じ、取締役会の機能強化を図っております。

ハ. 社外取締役を含むすべての取締役を対象として、取締役会の評価に係るアンケートを2016年4月3日に実施し、評価結果の概要をコーポレート・ガバナンス報告書において開示いたしました。評価結果を受け、取締役会が効率的かつ的確な運営が行われていると認識しておりますが、より効率的な運営を目指し、取締役会付議基準を改定するとともに議案の早期配付に努めました。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ. 倫理・コンプライアンス委員会は、各国の状況に合わせた倫理・コンプライアンスマニュアルを順次策定し、広範な認知と海外を含むグループ全社に対する啓蒙活動に努めました。

ロ. 海外現地法人の統制強化のため、内部監査室、関連事業部が海外現地法人に出向き、調査・指導等を行ったほか海外の会社法制や金融法制を注視し、適法性を担保するため、内部統制委員会、内部監査室、関連事業部等が連携し情報収集をするとともに、的確な対応を進めました。

(6) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

2016年4月から専任のスタッフを1名配置し、より実効的な監査体制の強化を図りました。なお、その評価については、常勤監査役2名が考課を行っております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役の職務の執行は、取締役会において定期的に報告されるとともに、監査役にもあわせて報告されており、常勤監査役は、重要な業務執行が審議される経営会議に出席しております。また、常勤監査役はオブザーバーとして内部統制委員会に毎回出席するとともに、内部監査室とも緊密に情報交換を行い、コンプライアンスの遵守状況のモニタリング機能の強化を図っております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況の把握に努めるとともに、代表取締役との定期的な意見交換の機会を設け、実効的な監査体制の確保を図っております。

ロ. 監査役は、内部監査室との連携により相互に補完しあい、実効的な監査体制の強化を図っております。

ハ. 監査役は、各グループ企業の監査役との情報交換を緊密に行うとともに、国内グループ会社監査役連絡会を定期的に開催し、当社グループ全体の監査体制の強化を図っております。

二、監査役は、当社の会計監査人である東陽監査法人から監査の内容について報告及び説明を求めるとともに、定期的に情報の交換を行い必要に応じて意見の交換、情報の聴取並びに監査に立ち会うなど連携を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

□反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループの役職員は、企業が暴力団や総会屋等の反社会的勢力との取引を行ったりあるいはその要求に応じたりすることは、企業経営の根本ともいべき株主や取引先等多くのステークホルダーとの信頼関係を損ない、企業経営にとっての致命的な打撃につながりかねず、また、さまざまな構成メンバーが日々行う社会の秩序維持活動を阻害することになるものと考えております。

このような認識のもと、経営トップは常日頃から、取締役会をはじめ社内重要会議において法令の順守及びその一環としての反社会的勢力との関係排除に言及し、社内への徹底を図っております。

□整備状況

(1) 社内規則等の整備状況

「ユアサ商事グループ倫理方針」において、すべての役職員が企業倫理や社会規範をはじめとする法令を順守し公正で健全な企業活動を行うことを規定するとともに、「行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体、テロ組織やその支援組織との断固たる対決を宣言しております。

(2) 対応総括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

イ、反社会的勢力に係る情報の効率的な収集及びその一元管理を徹底するため、代表取締役社長の直属組織である倫理・コンプライアンス委員会を総括部署としており、委員長は代表取締役社長が取締役の中から選任し委嘱します。

ロ、同委員会の委員である総務部長を不当要求防止責任者として選任しており、適宜必要な講習を受けることとしております。

(3) 外部の専門機関との連携状況及び情報の収集・管理状況

イ、常日頃、管轄の警察署組織犯罪対策担当部局との意思の疎通を図り、有事に際しての迅速な連絡、相談体制を構築するほか、管内企業が組織する特殊暴力防止協力会に加盟し、担当者が例会へ出席するほか関連情報収集、交換に当たっています。

ロ、総務部を担当部署として、証券代行機関との密接な協力関係のもと、反社会的勢力による株付け情報の収集・管理を行っており、現実の株付けに対しては、証券代行機関のみならず顧問弁護士や関係当局の協力を得て属性の確定等十全の対応が可能な体制を整備しています。

(4) 対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力対応マニュアルを作成するとともに、有事を想定して以下の手続を定めております。

イ、反社会的勢力あるいはそれとおぼしき者からのアプローチ（文書、電話）は内容の如何を問わず総務部長若しくはその指名した者を第一次受信者とする。代表電話は総務部が管理しており、総合職の電話は即時録音可能となっている。

ロ、総務部長は受信後直ちに代表取締役社長の直属組織である倫理・コンプライアンス委員会に報告し、事実関係につき社内調査が必要となるときは迅速、詳細な調査を行うとともに、そのアプローチの性格や重大性の評価と検討を行う。

ハ、関係当局、顧問弁護士へ連絡または相談のうえ、不当要求については毅然たる態度で拒否し、契約関係に係る事案については、権利義務関係を明らかにし、公明正大な解決を図ることとしております。

(5) 研修活動の実施状況

文書としての「倫理・コンプライアンスマニュアル」を全役職員に配付してその趣旨を周知徹底するほか、新入社員から上級職までの各レベルの社内研修会開催時に、反社会的勢力に対する種々の対応策を説明している。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明 更新

(1) 当社企業価値の源泉について

当社は、「誠実と信用」「進取と創造」「人間尊重」を経営理念として、顧客第一とする経営で堅実に業容を拡大し、工場関連分野及び住宅・建築・建設分野の業界No.1のインキュベーターとして、仕入先様、販売先様との長年にわたる堅い信頼関係を構築してまいりました。当社の企業価値は、このようにして長年にわたって培ってきた堅い信頼関係にその源泉を有すると考えております。

(2) 基本方針の内容について

当社は、当社株式について大量取得を目的に買付けがなされる場合、または当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされる場合、それに応じるか否かの判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるものと考えております。

また、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、継続的に向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するもの、株主が買付けの条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件より有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものが存する可能性があります。

当社は、このような大規模な買付行為等を行う者またはグループは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令及び定款によって許容される範囲において当社グループの企業価値または株主共同の利益の確保・向上のための適切な措置を講じることを、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

(3) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

当社グループは、2026年の創業360周年を見据えた「ユアサビジョン360」の実現のための第1ステージとして、「コア事業の機能強化」と「成長事業の再強化」を柱とする新中期経営計画「Growing Together 2020」を2017年3月に策定し、業界トップレベルの収益構造を持つ専門商社グループへと成長を目指して、企業価値・株主共同の利益の確保・向上を図ります。

当社は、いわゆる「買収防衛策」を現時点では導入しておりませんが、株主、投資家の皆様から負託された責務として、当社の株式取引や異動の状況を注視し、当社株式を大量取得しようとする者が出現した場合には、社外の専門家等を中心とする委員会を設置し、当該買収提案の評価や買付者との交渉を行うとともに、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない場合には、具体的な対抗措置の要否及び内容等を速やかに決定し、実行する体制を整えます。

(4) 上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の株式の大量取得を目的とする買付けについては、当該買付者の事業内容及び将来の事業計画並びに過去の投資行動等から、当該買付行為または買収提案の当社企業価値・株主共同の利益への影響を慎重に判断する必要があると認識しておりますが、上記の基本方針に照らし具体的な対抗措置が必要な場合は、次の要件を充足する必要かつ妥当な措置を講じるものとします。

- イ、当該措置が上記基本方針に沿うものであること
- ロ、当該措置が株主の共同の利益を損なうものでないこと
- ハ、当該措置が役員の地位の維持を目的とするものでないこと

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

□適時開示体制の概要

当社は、投資者に対する会社情報の開示に際しては、金融商品取引法及び有価証券上場規程等会社情報の適時開示に係る法令、規則並びに社内規程に準拠し、適時適切な開示に努めております。当社の会社情報の適時開示に係る社内体制は以下のとおりです。

(1) 適時開示の担当部署

- イ、情報の集約、管理は、代表取締役社長が委任する情報取扱責任者（常務取締役 経営管理部門統括）が行います。
- ロ、情報の重要性の判断、適時開示の要否の検討は、情報取扱責任者の指示のもと、総合企画部、関連事業部、財務部、総務部及び当該案件担当部門などが中心となり、適時開示規則等に準じて協議を行います。また、必要に応じて東京証券取引所上場部、会計監査人、弁護士などからのアドバイスを受けます。
- ハ、適時開示の具体的な手続きは、情報取扱責任者の指示のもとに総務部が担当します。

(2) 会社情報の適時開示に係る社内体制

イ、決定事実に関する情報

重要な決定事実については、毎月定期的に開催される取締役会、経営会議等において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会等を開催することにより、迅速な意思決定を行っております。決定された重要事実については、東京証券取引所の適時開示規則に基づき開示が必要となる場合には直ちに開示を行い、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示に努めております。

ロ、発生事実に関する情報

重要事実が発生した場合には、当該事実が発生した部門・拠点の長、子会社の代表者などから速やかに情報取扱責任者へ情報が集約されるとともに、関係取締役に対し報告がなされます。次に、情報取扱責任者を中心に当該情報の重要性の判断や適時開示の要否の検討を行い、東京証券取引所の適時開示規則に基づき開示が必要となる場合には、直ちに開示を行います。また、必要に応じて東京証券取引所上場部、会計監査人、弁護士からのアドバイスを受け、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示に努めております。

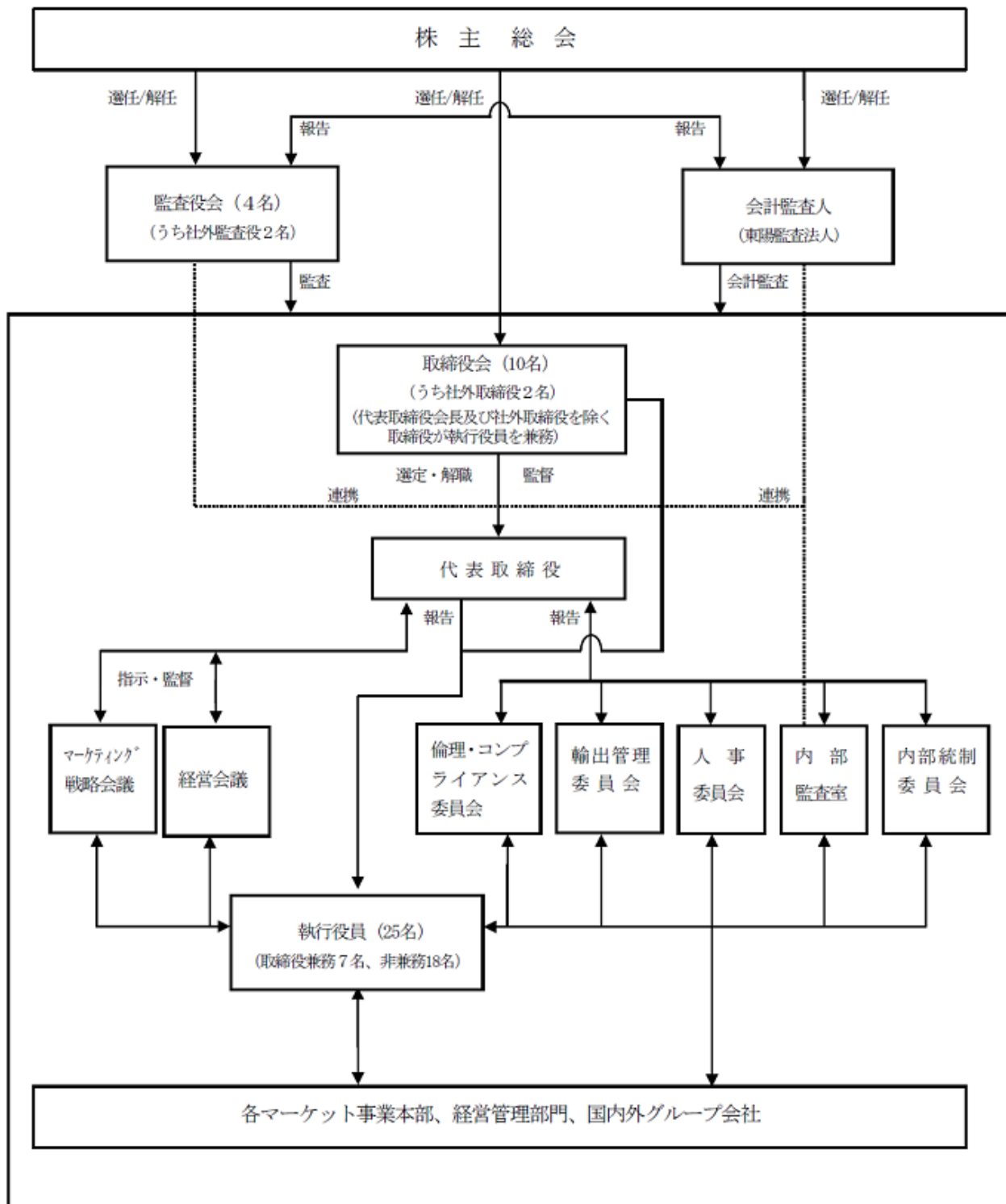
ハ、決算に関する情報

決算に関する情報については、財務部を中心に決算書類を作成し、会計監査人及び監査役会による監査を受けた後、決算に関する取締役会においてこれを承認し、同日決算情報を開示しております。なお、会計監査人及び監査役会による監査は期末に偏ることなく期中より平均的に実施されており、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示に努めております。

二、その他

当社は、東京証券取引所及び兜倶楽部において開示した会社情報を速やかに当社ホームページ上にも掲載しております。また、社内イントラネット上にも掲載し、社内周知の徹底を図っております。

【ガバナンスに係る模式図】



【適時開示体制の概要（模式図）】

